

承認第10号

専決処分を報告し、承認を求めるについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年7月30日提出

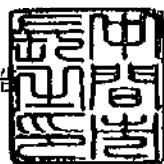
中間市長 福田 浩

専 決 处 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

中間市在住 男性 34歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和3年5月21日（金）午後7時頃

(2) 事故の発生場所

中間市大辻町4番付近

(3) 事故の状況

中間市道水入4号線の隣接する商業店舗の出入口付近の歩道上の歩車道境界ブロックの基礎が不安定な状態にあり、ブロックが固定されていないため、ブロックの片側に車両等のタイヤが乗り上げると、その荷重によりブロックの反対側が上部に跳ね上がる状況であった。また、目視では、ブロックの基礎が不安定な状態であることを判別することは不可能であった。

事故当日、商業店舗に向けて進入しようとした相手方の車両のタイヤが当該ブロックの片側に乗り上げたため、その荷重によりブロックの反対側が上部に跳ね上がり、相手方の車両の底にぶつかったため、相手方の車両のガソリンタンクに損傷を与えた。

3 損害賠償の額

342,135円

4 和解の趣旨

- (1) 市は、本件事故により生じた物件損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。
- (2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。